

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日
訓令第 2 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の懲戒処分等の基準に関する規程(平成 19 年訓令第 1 号)に定めるもののほか、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の規定に違反した職員及び法第 72 条第 1 項に規定する交通事故を起こした職員に対して、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条の規定による懲戒処分その他のけん責(以下「懲戒処分等」という。)を公平かつ速やかに行うため、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分等)

第2条 懲戒処分等を行う場合は、別に定めるものを除くほか、匝瑳市職員の交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する規程(平成 18 年匝瑳市訓令第 43 号)の例によるものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。